法第２０条（構造耐力）

鉄筋コンクリート造の高さの制限

地階を除く階数が７以上若しくは高さが２０ｍを超える建築物は、次のいずれかに該当するものとすること。

１．鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物

２．高さ３１ｍ以下で、次のいずれかに該当する建築物
① 構造計算ルート②に適合すること。
② 構造計算ルート③に適合し、かつ、剛性率・偏心率がそれぞれ令第８２条の２及び第８２条の３の規定に適合すること。
③ 建築物の下層部を鉄骨鉄筋コンクリート造とし、上層部を鉄筋コンクリート造とした建築物で、次の要件を満たすこと。
ア．７～８階建で、４階柱の中点より下層を鉄骨鉄筋コンクリート造としたもの
イ．９～１０階建で、５階柱の中点より下層を鉄骨鉄筋コンクリート造としたもの
ウ．１１階建で、６階柱の中点より下層を鉄骨鉄筋コンクリート造としたもの

３．東京都高層建築物に関する構造設計指導指針または愛知県高層建築物設計指針に適合する建築物